

【ご意向に沿った商品内容か必ずご確認ください】

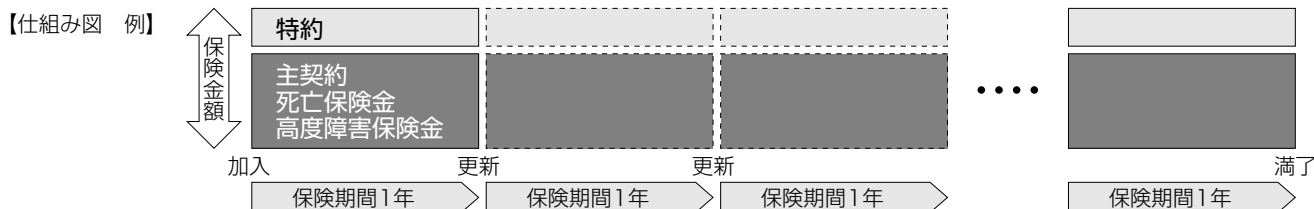
本書面および「パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料などがお客さまご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。お申込みください。

この【重要事項説明書】は、福祉団体定期保険の契約内容について特にご確認ください事項＜契約概要＞と、お申込みの際に特にご注意ください事項＜注意喚起情報＞を記載しています。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご理解いただきますようお願いいたします。「保険金などをお支払いできない場合について」などお客さまにとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。また、既契約の解約などを前提とした新たなお申込みをされる場合、お客さまに不利益となる可能性がありますので十分にご検討をお願いいたします。具体的な制度内容についてはあわせてパンフレットをご覧ください、ご不明な点などは所属団体またはアクサ生命に照会してください。

<契約概要>

※団体ごとの制度内容により保険金額の設定や付加される特約、保険料のお取扱い、満了年齢などが異なります。詳細は必ずパンフレットをご確認ください。

- 商品の名称 福祉団体定期保険
- 商品の仕組み 団体の役員・従業員、会員事業所の事業主・従業員の死亡などの保障を確保するために団体を契約者として運営する団体保険商品です。



- 保険期間 保険期間は団体ごとに取り決めた更新日から1年間です。保険期間の満了の際に更新しない旨のお申出がない場合には、自動更新となり団体ごとに取り決めた更新限度の年齢まで更新することができます。
- 主な保険金などの支払事由
 - 死亡保険金………保険期間中に被保険者が死亡されたとき。
 - 高度障害保険金…保険期間中に被保険者が加入(増額)日以後に発生した傷害または疾病により所定の高度障害状態に該当されたとき。

※高度障害保険金が支払われた場合にはその被保険者についての保障は消滅し、その後の保険金などのお支払いはいたしません。
- 加入資格 加入資格は団体ごとに取り決めています。詳細はパンフレットを参照してください。
※退職・退会などにより加入資格を喪失した場合は、制度から脱退していただきます。
- 保険料について 保険料は毎年の更新時に被保険者の年齢構成・加入状況によって団体ごとに算出します。
お払込方法・経路なども団体ごとに取り決めていますので詳細はパンフレットを参照してください。
- 配当金について この商品は毎年の更新後に団体ごとに前保険期間の収支計算を行い、剰余金が生じた場合は契約者宛に契約者配当金をお支払いします。
- 払戻金など この商品には被保険者の中途脱退による払戻金はありません。

【引受保険会社について】

この保険契約の引受保険会社はパンフレットに記載してあります。この保険契約が共同取扱契約である場合、アクサ生命保険株式会社を事務幹事会社とし、各引受保険会社は各被保険者の加入保険金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。なお、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

*共同取扱契約とは、複数の保険会社が共同して引受ける保険契約をいいます。

アクサ生命保険株式会社(本社) 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL03-6737-7777(代表)

ホームページアドレス <http://www.axa.co.jp/>

【当制度に関する手続き・相談・苦情窓口について】

当制度に関するお手続きやご相談は、所属団体へお問合わせいただくか、パンフレット記載の保険会社営業店へご連絡ください。当制度に関する苦情は、所属団体・保険会社営業店もしくはアクサ生命お客様相談グループ(TEL:0120-030-775 受付時間:9:00~17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)へご連絡ください。

【指定紛争解決機関について】

この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス: <http://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。

<注意喚起情報>

■お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）について

この商品は団体を契約者とする団体保険契約であり、被保険者となる方の加入申し込みにはクーリング・オフの適用はありません。

■告知について

- 告知は、ご契約をお引き受けするかどうかを決める重要な事項です。告知していただく内容が事実と違っていただければ、ご契約が解除されたり、保険金などの支払いを受けられないことがあります。
※告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金などをお支払いできないことがあります。（告知義務違反による解除の対象となる1年経過後にもご契約の取消しとなる場合があります。）
- アクサ生命の取扱者へ口頭でお話しされただけでは告知をしていただけないことになりません。必ず被保険者ご自身が「告知事項」を確認のうえ、お申込みください。（取扱者・募集人には告知受領権はありません。）
- アクサ生命の社員またはアクサ生命で委託した確認担当者が、保険金などのご請求の際、ご契約のお申込内容または治療の経過・内容、障害の状況、事故の状況などについて事実確認させていただく場合があります。

●新規加入または増額を申し込まれる方は、申込日(告知日)現在、<ご本人>の場合は、正常に就業している方、<配偶者・お子さま>の場合は、正常な日常生活を送っている方に限ります。次の留意事項を必ずお読みのうえ、加入(保険金額変更)申込書兼告知書にて告知されますようお願いいたします。

過去1年以内の健康状態	告知事項	①加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病気やけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上以上の入院をしたことがありますか。
	留意事項	●手術とは、切開術に限らず、内視鏡(ファイバースコープ)・カテーテル・レーザー光線・超音波・温熱療法・放射線療法・体外衝撃波療法なども該当します。また、日帰り手術も上欄の告知事項に該当します。 ●「継続して14日以上以上の入院」とは、転医、転科を含めて1日も途切れず連続して14日以上入院された場合をいいます。
	告知事項	②加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。
	留意事項	●「14日以上にわたる」とは、合併症・続発症を含む一連の傷病で、転医、転科を含めて初診から終診までの医師による治療・投薬を受けていた期間をいいます。(実際の診療日数ではありません。) ●「治療」には診察、検査および食事療法・運動療法も含まれます。

別表 心臓病(心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)、高血圧症、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、精神病、てんかん、ぜんそく、肺気腫、肺結核、胃かいよう、十二指腸かいよう、すい臓炎、肝臓病(肝炎・肝硬変)、腎臓病(腎炎・ネフローゼ・腎不全)、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

■責任開始期(効力発生日)について

加入申込日(告知日)と責任開始期(効力発生日)については団体ごとに取り決めています。詳細はパンフレットにて確認してください。

なお、初回保険料のお払込みがなかった場合は申込取消となり、効力が発生しない場合がありますのでご注意ください。

生命保険会社職員、代理店、団体の役員には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権がありません。

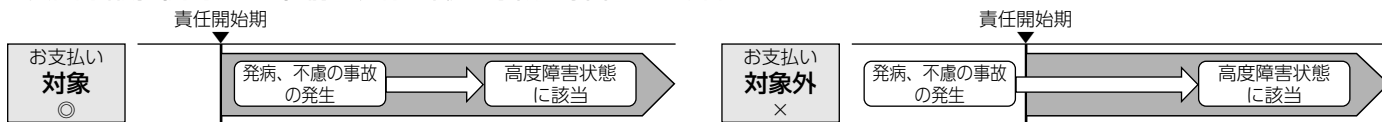
■保険金などをお支払いできない場合について

次のような場合には保険金などをお支払いできない場合がありますので特にご確認ください。

1. 免責事由に該当する場合

- 効力発生日から1年以内の被保険者の自殺
- 契約者・被保険者・保険金受取人の故意によるとき
- 戦争その他の変乱によるとき

2. 責任開始期(効力発生日)前の疾病や不慮の事故を原因とする場合



3. 告知義務違反の場合

契約者または被保険者から告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約の全部またはその被保険者の部分が告知義務違反により解除された場合

4. 重大事由による解除の場合

契約者、被保険者または保険金受取人が保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約の全部またはその被保険者の部分が解除された場合

5. 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合

契約者または被保険者による詐欺の行為によりご契約の全部またはその被保険者の部分が取消しになった場合や、保険金などの不法取得目的があつてご契約の全部またはその被保険者の部分が無効とされた場合

■ご契約の更新ができない場合について

更新日現在の被保険者数、加入率および保険金などの支払状況が所定の基準に満たない場合、ご契約の更新はできません。

■保険料のお払込みについて

団体ごとに定めた方法により保険料をお払込みいただけます。保険料のお払込みがなかった場合、最後に払込まれた保険料の応当月末をもって脱退扱いとなり以降の保障がなくなる場合があります。詳細はパンフレットにて確認してください。

■払戻金など

この商品には被保険者の中途脱退による払戻金はありません。

■保険金などのお支払いについて

お客さまからのご請求に応じて、保険金などのお支払いを行う必要がありますので、保険金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金などのお支払いの可能性がと思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに団体の担当窓口またはアクサ生命営業店にご連絡ください。お支払事由、ご請求手続き、保険金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本「重要事項説明書」、アクサ生命ホームページにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。

保険金などのお支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数の保険金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などには、すみやかに団体の担当窓口またはアクサ生命営業店にご連絡ください。

【引受保険会社の信用リスク・生命保険契約者保護機構について】

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。保険契約者保護措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820 【月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時】
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>